

児童入所施設措置費等国庫負担金 改正児童福祉法の施行に伴う新規単価（案）

注）これらの単価等については、交付要綱等の発出までの過程において変更する可能性があるため、
ご留意いただきたい。

里親支援センター 一般分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	3,192,811	3,120,792	3,102,787	3,048,773	3,012,763	2,940,744	2,886,729	2,832,715

里親支援センター 加算分保護単価								
里親支援員加算（登録里親世帯20世帯につき加算可能）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
配置支援員1人につき	523,557	506,786	502,593	490,015	481,629	464,858	452,279	439,701

市町村連携事業 （市町村と連携した取組を推進するため、市町村連携支援員を配置した場合の加算）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	556,296	539,524	535,332	522,753	514,367	497,596	485,018	472,439

心理療法担当職員加算 （心理療法を実施する職員を1人配置した場合の加算）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674

心理療法担当職員加算 （心理療法を実施する職員を2人配置した場合の加算）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	876,210	857,874	853,290	839,537	830,369	812,033	798,280	784,528

児童入所施設措置費等国庫負担金 改正児童福祉法の施行に伴う新規単価 (案)

自立支援担当職員加算

(自立支援担当職員を配置し、以下の取組を行った場合の加算。)

- ・当該年度においてアフターケア対象者20人以上に対し、支援を240回以上実施。

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674

自立支援担当職員加算

(自立支援担当職員を配置し、以下の取組を行った場合の加算。)

- ・当該年度においてアフターケア対象者10人以上に対し、支援を120回以上実施。

月額	
円	283,752

レスパイト・ケア体制構築事業

(当該施設においてレスパイトケアを年間240日(延べ日数)以上実施した場合の加算)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674

レスパイト・ケア体制構築事業

(当該施設においてレスパイトケアを年間120日(延べ日数)以上実施した場合の加算)

月額	
円	283,752

親子関係再構築支援加算

(里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、家庭支援専門相談員を配置し、以下の取組を行った場合の加算。)

- ・支援対象の里子の実親支援を年間240日(延べ日数)以上実施。

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674

親子関係再構築支援加算

(里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、家庭支援専門相談員を配置し、以下の取組を行った場合の加算。)

- ・支援対象の里子の実親支援を年間120日(延べ日数)以上実施。

月額	
円	283,752

児童入所施設措置費等国庫負担金 改正児童福祉法の施行に伴う新規単価（案）

休日・夜間支援体制強化事業
 （里親支援センターの開所時間外の相談支援体制を強化するため、職員の加配等を行った場合の加算）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	751,741	734,970	730,777	718,199	709,813	693,042	680,463	667,885

児童自立生活援助事業Ⅱ型 一般分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1～2人	474,840	465,990	463,770	457,140	452,510	443,730	437,160	430,540
3～4	386,720	377,870	375,660	369,020	364,390	355,620	349,040	342,420
5	426,660	416,040	413,380	405,410	399,860	389,330	381,440	373,500

在宅指導措置等 在宅指導措置委託単価

1件あたり月額
円
109,000

児童入所施設措置費等国庫負担金 改正児童福祉法の施行に伴う新規単価（案）

一時保護施設の職員配置基準については、施行後2年間の経過措置が設けられていることを踏まえ、経過措置の間、新たに配置が必要となる職員は加算単価とし、当該職員を配置した場合に支弁することとする。

一時保護所配置改善 加算分保護単価								
看護師加算単価								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	536,656	519,544	515,266	502,432	493,875	476,763	463,929	451,095
学習指導員加算								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	530,475	513,564	509,337	496,653	488,198	471,287	458,604	445,921
心理職配置改善（定員10人につき1人）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
11～20人	1,109,123	1,077,471	1,069,558	1,045,818	1,029,992	998,340	974,600	950,861
21～30	1,663,685	1,616,206	1,604,337	1,568,728	1,544,989	1,497,510	1,461,901	1,426,292
31～40	2,218,247	2,154,942	2,139,116	2,091,637	2,059,985	1,996,680	1,949,202	1,901,723
41～50	2,772,809	2,693,678	2,673,895	2,614,547	2,574,982	2,495,851	2,436,502	2,377,154
51～60	3,327,370	3,232,413	3,208,673	3,137,456	3,089,977	2,995,020	2,923,802	2,852,584
61～70	3,881,932	3,771,149	3,743,453	3,660,365	3,604,974	3,494,190	3,411,103	3,328,015
夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設） ※このほか、管理宿直専門員等の費用は一般分保護単価に含まれる。								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	481,093	465,790	461,964	450,487	442,835	427,532	416,055	404,577
夜間職員（上記以外の施設） ※同上								
月額								
	円							
	244,705							

【参考】一時保護施設の設備・運営に関する基準案について（令和5年12月26日こども家庭審議会児童虐待防止対策部会資料抜粋）

（5）職員配置基準

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、看護師、個別対応職員、心理療法担当職員、学習指導員（※1）、栄養士及び調理員を置かなければならない。（※2）
- ※1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。
- ※2 学習指導を委託する施設においては学習指導員を、児童十人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を、児童四十人以下を一時保護する施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。
- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。
- （6）夜間の職員配置
- 一時保護施設には、夜間、ユニットを整備しない場合には、職員二人以上を置かなければならない。ただし、ユニットを整備する場合には、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。この場合において、夜間に配置される職員全体の数は、二人を下ることはできない。
- （11）経過措置
- 職員配置基準と夜間の職員配置について、職員の確保等が難しい場合には、施行後2年間は従前の例によることとする。